製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会 (第二回) 議事次第

令和元年 10 月 3 日 (木) 14:00~15:00 経済産業省本館 1 7 階第 1 共用会議室

開会

- 1. 特定技能外国人材の受入れ状況について (出入国在留管理庁からの説明)
- 2. 経済産業省の取組の紹介について

閉会

配付資料:

資料1-1 特定技能制度全体の運用状況

資料1-2 評価調書を提出できない場合の取扱いについて

資料2-1 外国人材受入れセミナーの開催について

資料2-2 中小企業向け相談窓口の設置について

資料2-3 外国人向け相談窓口の設置について

資料3 経済産業省 令和2年度予算の概算要求について

特定技能制度全体の運用状況



Immigration Services Agency of Japan

出入国在留管理庁

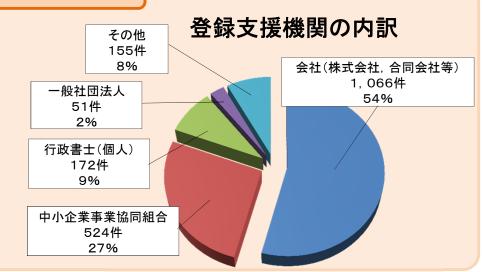
特定技能外国人の許可状況等について(令和元年8月30日現在:速報値)

① 登録支援機関登録 登録 1,968件

② 在留資格認定証明書交付 交付 119件

③ 在留資格変更許可 許可 86件

④ 特例措置としての「特定活動」 許可 684件 (未交付含む)



特定技能試験等の実施状況について

実施状況(4月~7月)			
关旭 秋观(4万 ¹⁶ 7万)	┃ ┃ 実施場所	受験者数•合格者数	
介護(技能·日本語) (4, 5, 6, 7月実施)	フィリピン	(技能試験) 受験者数:854人, 合格者数:391人 (日本語試験) 受験者数:851人, 合格者数:358人	
宿泊(技能) (4月実施)	日本国内	受験者数:391人,合格者数:280人	
外食業(技能) (4月, 6月実施)	日本国内	受験者数:1,824人,合格者数:1,331人	
国際交流基金日本語基礎テスト (4, 5, 6月実施)	フィリピン	受験者数:327人,合格者数:129人	

※8月は、国際交流基金日本語基礎テスト、介護分野の技能・日本語試験を実施。

今後の実施予定

〇 国外試験

・国際交流基金日本語基礎テストフィリピン:9月,10月,11月カンボジア:9月,10月 ミャンマー:10月,11月ネパール:10月,11月

モンゴル:11月

・外食業分野の技能試験 フィリピン:11月以降

ミャンマー: 2020年1月以降

・他の分野についても、本年度中に実施予定

・介護分野の技能試験・日本語試験 フィリピン:9月,10月,11月 カンボジア:10月 ミャンマー:10月,11月

ミャンマー:10月,11月 ネパール:10月,11月

モンゴル:11月

○ 国内試験

- ・ビルクリーニング分野の技能試験:11月~12月
- ・外食業分野の技能試験:9月,11月,2020年2月
- ・他の分野についても、一部の分野を除いて、本年度中に実施予定

※各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。

評価調書を提出できない場合の取扱いについて

令和元年9月27日 出入国在留管理庁

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を,以下のとおり9月27日付け改正・公表し,評価調書を提出できない場合の取扱いについて定めることとした。

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」(抜粋)

第4章 特定技能外国人に関する基準

第1節 「特定技能1号」

- (1)~(2) 略
- (3)技能水準に関するもの

【関係規定】(略)

【確認対象の書類】(抜粋)

- <技能実習2号を良好に修了した者であること等を証明する場合>
- ・技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し *技能検定等に合格している場合
 - *提出を省略できる場合あり(【留意事項】を参照)
- ・技能実習生に関する評価調書(参考様式第1-2号)
 - *技能検定等に合格していない場合
 - *提出を省略できる場合あり(【留意事項】を参照)

【留意事項】(抜粋)

- 技能実習2号修了者は、第2号技能実習計画において目標として定めた技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験を受検しなければなりません。また、実習実施者においては、技能実習生が修得等した技能等の評価を技能検定等により行うこととされていること(技能実習法第9条第5号)に留意が必要です。
- なお、技能実習法の適用がある技能実習生について、受検の申込みをしたものの、病気等の やむを得ない事情により受検ができなかったことにより、技能検定3級又はこれに相当する技 能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していない場合には、技能実習生に関する評価調 書(参考様式第1-2号)等においてその理由を説明いただくことになります。
- 当該外国人が過去に実習を行っていた実習実施者から評価調書(参考様式第1-2号)の提出を受けることができないなど、技能実習2号を良好に修了したことの証明ができない場合には、評価調書(参考様式第1-2号)を提出することができないことの経緯を説明する理由書(任意様式)のほか、評価調書(参考様式第1-2号)に代わる文書として、例えば、当時の技能実習指導員等の当該外国人の実習状況を知り得る立場にある者が作成した技能実習の実施状況を説明する文書(任意様式)を提出いただいた上で、出入国在留管理庁において、技能実習2号を良好に修了したか否かを総合的に評価することも可能ですので、まずは地方出入国在留管理局に相談してください。

(4)日本語能力に関するもの

【関係規定】(略)

○ 1号特定技能外国人について、「ある程度の日常会話ができ、生活に支障がない

程度の能力を有することを基本としつつ,特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準」を有していることが試験その他の評価方法により証明されていることを求めるものです。

- 試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野別運用方針及び分野別運用要 領で定められています。
- なお,技能実習2号を良好に修了している場合は,日本語能力水準について試験 その他の評価方法による証明は要しないこととされています。
- 技能実習2号を修了した者には、技能実習法施行前の技能実習2号を修了した技能実習生や在留資格「技能実習」が創設される前の「特定活動」(技能実習)をもって在留していた技能実習生(「研修」及び「特定活動」で在留した期間が2年10か月を超えている者に限る。)も含まれます。

【確認対象の書類】(抜粋)

- < 技能実習2号を良好に修了した者であること等を証明する場合>
- ・技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し *技能検定等に合格している場合
 - *提出を省略できる場合あり(【留意事項】を参照)
- ・技能実習生に関する評価調書(参考様式第1-2号)
 - *技能検定等に合格していない場合
 - *提出を省略できる場合あり(【留意事項】を参照)

【留意事項】(抜粋)

- 技能実習2号修了者は,第2号技能実習計画において目標として定めた技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験を受検しなければなりません。また,実習実施者においては,技能実習生が修得等した技能等の評価を技能検定等により行うこととされていること(技能実習法第9条第5号)に留意が必要です。
- なお、技能実習法の適用がある技能実習生について、受検の申込みをしたものの、病気等の やむを得ない事情により受検ができなかったことにより、技能検定3級又はこれに相当する技 能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していない場合には、技能実習生に関する評価調 書(参考様式第1-2号)等においてその理由を説明いただくことになります。
- 当該外国人が過去に実習を行っていた実習実施者から評価調書(参考様式第1-2号)の提出を受けることができないなど、技能実習2号を良好に修了したことの証明ができない場合には、評価調書(参考様式第1-2号)を提出することができないことの経緯を説明する理由書(任意様式)のほか、評価調書(参考様式第1-2号)に代わる文書として、例えば、当時の技能実習指導員等の当該外国人の実習状況を知り得る立場にある者が作成した技能実習の実施状況を説明する文書(任意様式)を提出いただいた上で、出入国在留管理庁において、技能実習2号を良好に修了したか否かを総合的に評価することも可能ですので、まずは地方出入国在留管理局に相談してください。

(5)~(10)略



製造業における外国人材受入れセミナーの開催について

改正入管法に基づく外国人材受入れの新制度を活用し、特定技能外国人の受入れ を検討している事業者が、当該外国人に対し各種支援を行うために必要な知識やノウ ハウ等を学ぶためのセミナーを開催しました。

1. 概要

経済産業省の所管分野では、①素形材産業分野、②産業機械製造業分野、③電気・電子情報関連産業分野の製造3分野において、「1号特定技能外国人」の受入れ制度が開始されました。そこで、当該外国人の受入れを検討している事業者が円滑に受け入れを行うため、全国9都市において当該外国人に対し各種支援を行うために必要な知識やノウハウ等を学ぶためのセミナーを以下の通り、開催しました。

2. セミナー日程及び会場について

日付	開催地	会場	出席者数
7/16(火)	東京	三菱 UFJ リサーチ &コンサルティング 本社 24F	62 人
		大会議室	
7/23(火)	仙台	TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 7F	38 人
		カンファレンスルーム7G	
7/24(水)	大阪	ハービス PLAZA 6F 4·5·6号室	58 人
7/26(金)	福岡	TKP カンファレンスシティ博多 1F カンファレンス①	27 人
7/30(火)	名古屋①	マザックアートプラザ 20F	55 人
7/30(火)	広島	TKP ガーデンシティ広島駅前大橋 3F	26 人
		カンファレンスルーム 3B	
8/1(木)	高松	高松センタービル 2F 201 号室	29 人
8/6(火)	金沢	TKP 金沢カンファレスセンター 8F	25 人
		カンファレンスルーム8A	
8/7(水)	札幌	TKP 札幌カンファレスセンター 6F	27 人
		カンファレンスルーム6B	
8/8(木)	名古屋②	マザックアートプラザ4F 中会議室	55 人



製造業における中小企業向け相談窓口の設置について

改正入管法に基づく外国人材受入れの新制度を活用し、特定技能外国人の受入れ を検討している皆様からの相談に応じるため、相談窓口を設置しました。

1. 概要

経済産業省の所管分野では、①素形材産業分野、②産業機械製造業分野、③電気・電子情報関連産業分野の製造3分野において、「1号特定技能外国人」の受入れ制度が開始されています。そこで、当該外国人の受入れを検討している事業者が円滑に受け入れを行うため、全国に相談窓口を設置しました、同窓口では、中小企業からの相談内容に応じた必要な情報提供等を行います。

2. 相談窓口における問い合わせ先について

【対象】

製造3分野(素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業)において「1号特定技能外国人」の受入れを検討している中小企業

【相談内容】

円滑に「1 号特定技能外国人」を受け入れるための生活ガイダンス、各種行政手続きに 関するお問い合わせ

中小企業向け製造業特定技能外国人相談窓口(一次受付)

株式会社 JTB 新宿第二事業部内

<住所>〒163-0426 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング 26 階

<対応日時>平日9時30分~17時30分(土日・祝日・年末年始を除く)

<対応言語> 日本語

<電話での問い合わせ希望の場合> 専用回線:03-5909-8762

03-5909-8746

<メールでのお問い合わせご希望の場合> 「中小企業向け製造業特定技能外国人相談窓口

(JTB) J \(\seizou - \text{gaikokujin@jtb.com} \)

お問い合わせの際には必ず以下の項目内容をご記載ください。

【件名】中小企業向け製造業特定技能外国人相談窓口問い合わせ

①企業名 ②住所 ③電話番号 ④氏名(ふりがな)

⑤受入れを検討している分野 ※以下よりご選択ください

(素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、その他)

⑥お問い合わせ内容

3. 全国相談窓口一覧について(対面式)

事前予約制

対面でのご相談をご希望の場合

|<対応日時>平日9時 30 分~17 時 30 分(土日・祝日・年末年始を除く)

<面談場所>:下記記載の各地域の拠点

<予約先>**専用回線:03-5909-8762、03-5909-8746**

※対面でのご相談ご希望の場合には必ず専用回線にて事前予約をお願い致します。

ご予約無しでのご来訪の場合にはお受けすることが出来ませんので十分にご注意ください。

	地域	(株)JTB 拠点名	住所
1	東京	新宿第二事業部	東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング 26 階
2	札幌市	北海道事業部	北海道札幌市中央区北一条西 6-1-2 アーバンネット札幌ビル 8 階
3	仙台市	仙台支店	宮城県仙台市青葉区大町 1-4-1 明治安田生命仙台ビル 4 階
4	さいたま市	埼玉支店	埼玉県さいたま市大宮区仲町 2-75 大宮フコク生命ビル 7 階
5	新潟市	新潟支店	新潟県新潟市中央区東万代町 1-30 新潟第一生命ビルディング 3 階
6	千葉市	千葉支店	千葉県千葉市中央区富士見 2-15-11 日本生命千葉富士見ビル 4 階
7	横浜市	横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1 第 6 安田ビル 6 階
8	名古屋市	名古屋事業部	愛知県名古屋市中村区平池町 4-60-12 グローバルゲート 6 階
9	金沢市	金沢支店	石川県金沢市下堤町 30 KS ビル 1 階
10	大阪市	大阪第三事業部	大阪府大阪市中央区南久宝寺町 3-1-8 MPR 本町ビル 11 階
11	広島市	広島支店	広島県広島市中区紙屋町 2-2-2 紙屋町ビル 2 階
12	高松市	高松支店	香川県高松市鍛冶屋町 7-6 JTB 高松ビル 2 階
13	福岡市	福岡支店	福岡県福岡市中央区長浜 1-1-35 新 KBC ビル 2 階

※個人情報の保護について

株式会社 JTB は、経済産業省「製造業における外国人材受入れ支援事業」の一環で、中小企業向け製造業特定技能外国人相談窓口を設置しています。個人情報の取扱いに関しては、経済産業省の個人情報保護方針に則り適切に管理し、中小企業向け製造業特定技能外国人相談窓口の運営目的のみに使用します。



製造業における外国人従業員向け相談窓口の設置について

改正入管法に基づく外国人材受入れの新制度を活用し、特定技能1号の在留資格を 有するまたは資格取得を希望する外国人従業員の皆様からの相談に応じるため、相談 窓口を設置しました。

1. 概要

経済産業省の所管分野では、①素形材産業分野、②産業機械製造業分野、③電気・電子情報関連産業分野の製造3分野において、「1号特定技能外国人」の受入れ制度が開始されています。そこで、当該分野において「特定技能1号」の在留資格を有するまたは資格取得を希望する外国人従業員の方への日常生活上の支援を行うため、全国に相談窓口を設置しました。同窓口では外国人からの相談内容に応じた必要な情報提供等を行います。

2. 相談窓口における問い合わせ先について

【対象者】

製造 3 分野(素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業)において「特定技能1号」 の在留資格を有するまたは資格取得を希望する外国人従業員の方。

【相談方法】

電話

外国人従業員向け製造業特定技能外国人相談窓口 多言語コールセンター

- <住所>〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-1-15 吉安神田ビル 4階
- <電話番号>03-6743-2787
- <対応日時>年中無休 9:30-17:30
- <対応言語> 日本語·英語·中国語·ベトナム語·インドネシア語·タイ語

3. 全国相談窓口一覧について(対面式)

【対象者】

製造3分野(素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業)において「特定技能1号」の在留資格を有するまたは資格取得を希望する外国人従業員の方。

【受付方法】

JTB ツーリストインフォメーションセンター内のデスクにて受付(事前予約不要)

【相談方法】

対面式

【対応言語】日本語・英語・中国語

※ベトナム語・インドネシア語・タイ語に関しては3者間通話でのご案内となります。

	地域	名称/住所	営業時間
1	宮城県	みちのく観光案内	年中無休
		Michinoku Tour Information/ TOHOKU TOURIST INFORMATION CENTER	9:30~17:30
		宮城県名取市下増田字南原 仙台空港旅客ターミナル1階	
2	千葉県	成田国際空港第 1 ターミナル JTB トラベルセンター	年中無休
		NARITA INTERNATIONAL AIRPORT TERMINAL 1 (JTB) TRAVEL CENTER	9:30~17:30
		千葉県成田市成田国際空港内第 1 旅客ターミナル中央ビル本館 1 階 C1210	
3	愛知県	セントラルジャパントラベルセンター	年中無休
		CENTRAL JAPAN TRAVEL CENTER	9:30~17:30
		愛知県常滑市セントレア 1 丁目	
		中部国際空港セントレア 2 階国際線到着ロビー内	
4	大阪府	関西ツーリストインフォメーションセンター関西空港第一ターミナル	年中無休
		KANSAI TOURIST INFORMATION CENTER Kansai International Airport	9:30~17:30
		大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地 第1ターミナルビル1階中央	
5	京都府	関西ツーリストインフォメーションセンター京都	平日·土日
		KANSAI TOURIST INFORMATION CENTER KYOTO	祝祭日含む
		京都府京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町 721-1 京都タワー3 階	10:00~18:00
			<12/30∼1/3
			除く〉
6	福岡県	福岡空港グローバルカウンター	年中無休
		Fukuoka Airport Global Counter	9:30~17:30
		福岡県福岡市博多区大字青木 739 番地福岡空港国際ターミナル 1F	

令和2年度概算要求額 5.0億円 (平成31年度予算額:1.0億円)

(1) 製造産業局 総務課 03-3501-1689

資料3

(2) 経済産業政策局 産業人材政策室 03-3501-2259

□電気・電子情報関連産業

事業の内容

事業目的·概要

- 深刻な人手不足に対応するため、本年4月より、改正入管法に基づく「特定技能外国人」の受入れが開始されました。
- 本制度の対象となる3分野(素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野)では、中小企業・小規模事業者の数も多く、外国人材の円滑な受入れやその技能水準確保にあたり、体制立上げに向けた支援が必要となっています。
- 本事業を通じて、外国人材受入れに必要となるノウハウを展開するため、相談窓口を運営し、セミナー・研修を開催します。また、本年3月に設置された「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の取組の一環として、地方への人材定着を図る観点から、地方における人材のマッチング支援の検討を行います。
- 加えて、製造3分野に係る新たな試験問題を作成・翻訳すると ともに、諸外国の関係機関と調整の上で海外で試験を実施します。

成果目標

2019年から2023年までの5年間の事業であり、体制の立上げ 以降、最終的には事業の自走化を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

委託

民間企業等

事業イメージ (1) 外国人材の受入れ支援 多言語対応の相談窓口の運営 • 受入れ企業に対するセミナーや研修の開催 「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の運営(マッチング支援の 検討を含む) (2) 外国人材の技能水準確保 試験問題の作成及び翻訳 • 海外での試験実施 新制度(通算で最大5年) 3~5年の技能実習 〔技能実習〕 〔就労資格〕 <在留資格:特定技能1号> <在留資格:技能実習> 海外で実施 新試験合格者 (技能試験+日本語能力試験) 技能実習(2号)修了者 技能実習2号移行対象職種 (必要な技能水準+日本語能力水準を満た 全80職種 しているものとして、新試験の免除) (うち、製造は約50職種) (新制度の製造3分野) 技能実習2号移行対象職種の追加 ◎素形材産業 (将来) ◎産業機械製造業